

日本生理学会ジュニア会員内規

2022年3月17日 制定

目的：生命科学に興味のある小中高校生に日本生理学会を知ってもらい、将来会員になるきっかけを作る。またアウトリーチ活動の一環として、小中高校生の科学的な思考力と表現力の育成に貢献する。

資格：小学校、中学校、高等学校に在学している者で、所定の手続きにより入会を申し込み、理事長の承認を得た者

権利：日本生理学会大会および地方会で、筆頭演者として業績を発表することができる。また、ジュニア会員証を授与される。

注1) 大会および地方会でジュニア会員のためのセッションを設けることを学会として大会長および地方会当番幹事に要請する必要がある。

注2) 現行の規程では、大会および地方会で共著者として発表する（あるいは参加する）だけなら、会員にならなくても可能。

注3) 大会で筆頭著者として発表できるのは会員のみであることを徹底する必要がある（過去の大会では、学部学生は会員でなくても筆頭著者として発表できたことがある）。地方会によっては、会員でなくても筆頭著者として発表できる。これについては、各地方会の判断に任されている。

年会費：無料とする

会員としての位置付け：臨時会員の一区分とする

